

## 査読研究ノート

## 竹島／独島領有権論争の研究史的検討と課題 ——戦後日本における近現代史分野を中心に——

坂本 悠一\*

### 要旨

竹島／独島を巡る領土紛争は、2012年8月の李明博大統領の同島上陸を契機として激化し続け、また「慰安婦」問題などをはじめとする植民地支配の歴史認識とも絡んで、日韓関係は首脳会談の目途さえ立たないほど悪化している。この深刻化する領土問題にかんする研究状況は、日韓両国で対照的な展開を辿ってきた。韓国ではどんな「知日派」の研究者であれ、公式的には「韓国固有の領土」論の立場をとり続けている。これにたいし日本側では、国際法学者の大勢が日本領土説をとるものの、歴史研究者の間では、見解はほぼ伯仲状態が続いてきた。ただ、近年では2005年6月に発足した「島根県竹島問題研究会」が、「日本固有領土」論の立場から勢力的な史料収集と研究成果の公表を展開している。こうした日韓の「固有領土」論の応酬を止揚しようとする最近の歴史研究として、池内敏と竹内猛の成果が注目される。本稿では、まず国際法学者の見解を含めて従来の研究史を検討するとともに、堀和生に代表されてきた歴史学的研究の流れのなかにこの両名の研究を位置付ける。さらに、これを踏まえた筆者の見解を対置し、日韓両国にとって望ましい解決の方向性を提示する。

### キーワード

竹島＝独島、領土紛争、「固有領土」論、「無主地先占」、サンフランシスコ講和条約、日韓国交正常化交渉、島根県竹島問題研究会

### はじめに

さて昨今またぞろ「領土問題」なる政治的に危険で、学問的には難解な国際紛争が同時多発的に激化している。言うまでもなく、現在の日本は、中国・台湾との間に「尖閣諸島」、韓国との間に「竹島／独島」、ロシアとの間にいわゆる「北方領土（北方四島ないし千島列島）」を抱えている。これら現在の日本が直面する領土問題のすべてが、サンフランシスコ講和条約の曖昧な領土条項に直接の起源をもつことが明らかである。この条約は全交戦国＝「連合国」との講和ではなく、いわゆる「片面講和」であったため、その条文の起草は米英両国とりわけ

---

\* 執筆者：坂本悠一

所属/職位：立命館大学社会システム研究所／上席研究員

連絡先：〒569-0088 大阪府高槻市天王町15-15

E-mail：yu-sakamoto@kjb.biglobe.ne.jp

米国の主導で行なわれ、二つの中国(中華民国〔以下台湾〕・中華人民共和国〔以下中国〕)と二つの朝鮮(大韓民国〔以下韓国〕・朝鮮民主主義人民共和国〔以下北朝鮮〕)は招請されず、参加したソビエト連邦〔以下ソ連〕なども調印するには至らなかった。ただ、日本と同様にアメリカとの軍事同盟(1950年1月26日調印の韓米相互防衛援助協定、その後53年10月1日調印の韓米相互防衛条約)を締結していた韓国とは、早くも朝鮮戦争中の1951年10月から日韓国交正常化交渉〔以下日韓会談〕予備会談が開始された。当時いわゆる「李承晩ライン」内に取り込んで韓国側が実効支配していた「竹島/独島」については、これを議題としたい日本側と、これを拒否する韓国側との間で最初から激しい応酬となった。その結果足かけ14年という長期に涉った日韓会談は1965年6月22日に基本条約などが調印されたが、「竹島/独島」については、後述するように玉虫色の曖昧な決着をみたのである。最後に北朝鮮であるが、1959年12月から開始されたいわゆる「帰国事業」を除くと、東北アジアにおいて日本と最も疎遠であった。しかし1991年、2000年と国交正常化交渉が開始・中断された後、2002年9月19日小泉純一郎首相が突如訪朝し金正一国防委員長との首脳会談で「日朝平壤宣言」に合意した。ここで初めて本格的な交渉の開始が確認されたが、いわゆる「拉致問題」にたいする日本の世論は厳しく、その後も核実験・ミサイル問題が起り、目立った進展はない。なお、北朝鮮も独島は自国領と主張しているが、具体的な交渉がなされたとの情報はない。

以上日本が抱える領土問題を概観してきたが、筆者は近代日朝関係史を専攻するものであり、本稿では主として近現代史分野での「竹島/独島」領有権論争の推移を辿ることによって、その成果と問題点を明らかにし、問題解決の方向性を展望してみたい。ここで対象とするのは、主として戦後の学術的論著であり、時評的なものは除外する。また韓国での研究成果については、筆者の語学力の制約もあるが、管見の限り韓国領土でないと結論する論著は見いだせず、本誌の字数制限もあり、原則として割愛した。なお問題の性格上、門外漢ではあるが近代国際法の分野にも多少は立ち入ることになる。

## 1. 日韓両国政府・諸機関の公式見解

まず日韓両国政府、とくにその外交当局の見解について、一瞥しておくことにする。①日本政府の見解は、韓国による竹島の実効支配が開始された1950年代中葉に、外務省が韓国政府宛に送付した「口上書」に始まるが、公式的には毎年の『外交青書』などで抗議の意思を示す程度であった。しかし2005年3月至り、鳥根県が「竹島の日」を制定し「竹島問題研究会」を組織するに及んで、これに尻を叩かれる感じで、2008年2月に『竹島問題を理解するための10のポイント』なる啓発パンフを発行した。現在の外務省HP(2013年3月更新)では、それを改訂して同省アジア太平洋局北東アジア課の著作『なぜ日本の領土なのかハッキリわかる!竹島問題10のポイント』としてアップしている。そのさわりでは「1. 竹島は、歴史的事実

らしても、かつ国際法上も我が国固有の領土です。2. 韓国による竹島の占拠は、国際法上何ら根拠のないまま行われている不法占拠であり、韓国がこのような不法占拠に基づいて竹島に対して行なういかなる措置も法的な正当性を有するものではありません。3. 日本は竹島の領有権を巡る問題について、国際法にのっとり、冷静かつ平和的に紛争を解決する考えです。」と要点を述べている（この要点については、首相官邸HPにも同文を掲載。また2012年12月、官邸に領土・主権対策企画調整室を新設）。しかし後述するように、政府公報としては明らかに韓国に遅れを取っており、そのため、②島根県「竹島問題研究会」がこれを補う構図となっている。同会は2005年6月に設置され、下條正男を座長に据えて、第1期（～07年3月）、第2期（09年10月～12年3月）と活動し、それぞれ中間・最終報告書を刊行し、現在も第3期（12年10月～）として継続中である。また本稿で取り上げる塚本孝・中野徹也・藤井賢二・福原裕二らも、その研究委員に名を連ねている。そして、これまでの研究成果を一般向けに公報するために、本年3月『竹島問題100問100答』[2014]を発行した。本書は、ほぼすべての論点を網羅し、韓国側の主張に全面的に反駁し、日本政府の公式見解を補強するものとなっている。しかし、後述する「固有の領土」論に立脚しつつ、「無主地先占」論で領有を正当化するなど、学問的には到底成り立たない議論のオンパレードとなっている。③さらに最近の動向として注目すべきは、教科書検定の権限をもつ文部科学省による「学習指導要領」の改訂である。従来の「要項」では、主として「北方領土」についてその領有を強調してきたが、例えば本年1月に公示された中学校社会科地理の「指導要領解説」において、これまでたんに「我が国と韓国の間には竹島をめぐる主張に相違がある」としてきたものを、新たに「我が国固有の領土」であり、韓国によって「不法占拠」されている旨、指導することを求めている。政府見解の一方的な主張を生徒に押し付けるという点で、危険なナショナリズムを鼓吹しかねない措置として懸念される。

次に、韓国側政府諸機関の公式見解を紹介する。①外交通商部（昨年3月外交部に改編）は、そのHPで日本語を含む数カ国語で領有権を主張している。また同趣旨の『韓国の美しい島・獨島』というカラー印刷 p.32の豪華な日本語版パンフレットを刊行している（発行年月不詳）。そのさわりの「基本的な立場」のみを紹介しておく、「1. 獨島は、歴史的・地理的・国際法的に明らかに韓国固有の領土です。獨島をめぐる領有権紛争は存在せず、獨島は外交交渉および司法的解決の対象にはなり得ません。2. 大韓民國政府は、獨島に対し確固たる領土主権を行使しています。大韓民國政府は、獨島に対するいかなる挑発にも断固かつ厳重に対応しており、今後も引き続き獨島に対する韓国の主権を守っていきます。」（「地理的」に要注意）。極めて強硬で、いっさいの外交交渉も断固として拒否する姿勢を誇示している。この見解は外務部HP上で、YouTubeの動画（5分20秒）でも放映されており、日本側の公報手段（外務省のYouTube動画はわずか1分25秒）を凌駕している。②他に、東北亜歴史財團獨島研究所・韓国海洋水産開発院獨島研究センター・独立記念館韓国独立運動史研究所・嶺南大学校獨島研

究所などのパンフ・リーフ類でも、同様の主張がなされている。

さらに、韓国と同様に領有権を主張している北朝鮮の見解にも触れておきたい。その指導政党である朝鮮労働党機関紙『労働新聞』は、2009年7月下旬から8月末かけて、「独島は永遠に朝鮮の神聖不可侵の領土である」というタイトルの論説記事を掲載した(日本語誌『統一評論』の同年9~11月号に訳載)。「金日成主席は…」で始まるこの記事は、自然地理・歴史的見地、国際法的見地・地理書と地図、さらに日本の領有権の「不当性・反動性」と、かなり総合的・全面的に領有権主張を展開している。古代以降近現代に至る主要な史料や史実もほぼ紹介しつつ「独島は昨日も、今日も、明日もわが国の神聖不可侵の領土として残っているであろう」との結論を導いている。しかしその論述過程は、「独島は、朝鮮東海に誕生した当初からわが国の自然界の一部分」といった表現に見られるように、神話的な「古朝鮮」以降超歴史的にいかなる国家の時代においても「朝鮮固有の神聖な領土」とする解釈に結び付けられている。また、各国家権力は「李氏封建政府」、「南朝鮮親日政府」「反動的で侵略的な日本軍国主義」、「アジア侵略の野望をもつ米帝国主義」などと表現され、これらがすべて糾弾の対象とされている。ほとんどファナティックな政治的アジェーションの域を出ないものと言わざるをえない。また、この記事を裏付けるような学術研究書として、조희승・황명철[2007]があるが、より多量の史料と史実を網羅してはいるが、論理構成はほとんど変わりなく、その実証性には大きな疑問符が付く。

このように、三国政府や政権党とくに外交当局の見解は、ともに非科学的な「固有の領土」説をとりつつ、真っ向から対立している。これらは双方にとっていわば「ゼロサム・ゲーム」のように永遠に勝負の着かない不毛な論争であって、これらの国策的公報活動に三国の少なからぬ研究者が動員されている現状は、まことに不幸の極みと言わねばならない。本稿の目的は、こうした現況を是正し、学問的で真摯な研究交流を促進させていくため、従来の研究の到達点を確認し今後の課題を共有する一助としたいがためである。

## 2. 辞典・辞書類の叙述(川上健三説など)

まず一般国民がこの「竹島/独島」に興味を抱いたとして、最初に閲覧する情報は、政府公式見解を除けば、近年ではネット上でのフリー百科事典などであり、最新の情報を居ながらにして入手できる。例えば Wikipedia の「竹島(島根県)」という項目(本年7月18日更新)を閲覧してみると、もちろん著者は匿名であるが、その拡散する影響力は無視できない。内容は全17頁で、地理・自然から始まって現在の領土紛争までをかなり詳しく述べている。詳細な年表や日韓両国の主張の比較表、注釈17点・出典145点・文献19点もあり、以下に紹介する書籍媒体の辞典よりも充実している。しかし、例えば現状を「韓国による不法な一方的軍事占領」と記述するなど、史資料の解釈においても、結論はあくまでも日本領とする見解である。

さて書籍版の歴史辞典として現代日本で最も権威があるのは『国史大辞典』（吉川弘文館）がまず挙げられる。テーマとなる同辞典の「竹島問題」の項目は、1988年刊行の第9巻に収められている。執筆者は川上健三であり、周知の主著〔1966〕の奥付により、その略歴をみると、戦前・戦中には参謀本部・大東亜省、ついで戦後は外務省に勤務し、条約局参事官等を歴任、いわばエリートの外務官僚である。同書は、1953年に纏められた外務省条約局（筆者は川上）の調書『竹島の領有』〔1953〕という内部資料を骨子にしたものであり、これを「外務省見解の基礎を構築した先駆的学術研究」という位置にまで高めたと評価できる。その調査過程では、外務省はもとより、海上保安庁などの国家諸機関と島根県などの地元自治体の協力によったことが明記されている。したがって当事者でなければ入手できないような貴重な図版・写真・史料などが多数収録されており、戦後の「竹島／独島問題」にかんする学術研究の端緒を拓いたパイオニア的文献・古典的名著とさえ言える。それ故、同書は「純然たる歴史地理学的立場」からの「学問的究明」と断りつつも、日本政府外務省当局の当時の公式見解から一步も出ない内容となっていることばかりか、韓国政府にたいする数度にわたる「口上書」のゴースト・ライターではないかとさえ思えてくる。このような書物を基礎にした同辞典の同項目であるから、同書の刊行から20年余も後の晩年の執筆であるが、後述する外務省見解に批判的な学術論文などの成果がまったく無視され、参考文献として自著のみを挙げているのは学究の徒として怠慢との誹りを免れないであろう。また重要なものとして外務省外交史料館編集『新版日本外交史辞典』（山川出版社・1992年・筆者は川上健三）があるが、これは外務省の準公式見解ともいえるもので見逃せない。ここでも「竹島問題」の項目があり、件の『国史大辞典』の記述をやや簡略化したもので、論旨に特段の変更はない。注目すべきは、川上の前掲書とともに他の2点の論著が追加されて程度で、当該問題の研究がもはや川上の独壇場ではなくなったことを暗示しているといえるが、いずれも外務省見解に親和的なものである。

これらにたいし異なった見解をもつ辞典として、やや古い『日本近現代史辞典』（東洋経済新報社・1978年・筆者は井口和起）がある。「竹島問題」の項目で、領有にかんする法的根拠としては、「1905年の閣議決定」と「同年の島根県告示」を挙げているが、それが「植民地的軍事支配下で行われた」ことを的確に指摘している。争点として「歴史的事実（先占）」「日本領有の有効性」「戦後処理・講和条約」の3点が列挙されている。なお参考文献として挙げられている書物の筆者は、後述する吉岡吉典〔1962・63〕のもので、3争点もその指摘に依っている。

さらに国際問題という性格上、韓国・北朝鮮で刊行された辞典類を見逃すことはできない。これを発行順に簡略に紹介しておく。①北朝鮮の社会科学院歴史研究所編纂『歴史辞典』I（1971年・社会科学出版社）に「獨島」の項目があり、以下に拙訳を要約する。「歴史的には高麗時代にまで遡り、当時は『于山島・三峯島』とも称され、古文獻・地圖には江原道所屬の鬱陵島の島嶼として記録されてきた。その後17世紀に入ると倭人の不法侵入が相次いだので、東

菜の水兵・漁師であった安龍福らが抗議のため日本の伯耆國まで出かけ、『于山島-獨島』を朝鮮領と確認させる『愛國的な行動』があった。(中略・いわゆる「日帝強占期」の史実はなぜか省略)解放後には美帝=米帝によって日本軍國主義が再生し、獨島再強占の破廉恥な計略に走っている。」②韓国の李弘植編『完璧新國史辞典』(1975年・百萬社)にも同様「獨島」の項目があり、こちらは①の約倍程度の字数で参考文献も13点ほど挙げられている。また時代的には三国時代の記録も登場するが、実質的には17世紀末以降の史実に限定される。以下同様に簡訳すると、「西暦1693年に、日本が現鬱陵島を竹島とし漁勞活動を行ったが、安龍福らが抗議して松島を経て伯耆國まで行き、藩主に竹島・松島ともに朝鮮領と認めさせた。その後英米露佛など欧米列強の測量によって一時的に島名に混乱をきたしたが、露日戦争の最中に日本が獨島を領土に編入し、松島を竹島と命名した。これは韓國の主權喪失期に強行された強奪であり、我國はどんな抗議もできなかった。だから『日帝強占期』に至っても、日本側の各種文献で竹島を朝鮮領としたものが存在する。解放後1952年1月の『韓國大統領主權宣言(いわゆる李ライン)』によって獨島を嚴然たる我國の領土と宣布し、魚族保護のため海洋警察を常駐させている。」最後に③日本語訳のものとして比較的流布しているのが、韓國史辞典編纂委員會『朝鮮韓國近現代史辞典』(日本評論社・2002年・原書は李離和監修1990年・当該項目の筆者不詳)で、そこでは「獨島問題(竹島問題)」の項目があり、書き出しは1952年の「大統領宣言」(李ライン)から始まるが、前近代の複数の古文獻を列挙し、近現代史にも及び「歴史的事実からも、獨島が朝鮮(韓國)の固有の領土であることは明らかだ」と断定している(2006年の第2版、12年の第3版でも、まったく同文のまま)。

このいわゆる「固有の領土」論は、現在日・韓・朝3国政府当局ともに唱えているが、日本の研究者では一部を除いて明言を差し控えている。近年この「固有の領土」論にたいする鋭い批判が、和田春樹[2012]、豊下楯彦[2012]、羽場久美子[2013]、名嘉憲雄[2014]などによって、学際的に提起されており、時間的にも空間的にも定義不能な超歴史的概念で、すでに破綻したこの用語に固執する日韓両国政府や一部の研究者の姿勢は是非とも改められるべきである。

### 3. 日本近現代史の研究(堀和生など)

まず川上著書に若干遡る、吉岡吉典論文[1962・63]を挙げておく必要がある。これは、「日韓会谈」の最終段階に執筆された政治論文であり、必ずしも歴史研究とは言えないが、冒頭でも述べた問題の政治的性格を指摘したのものとして、無視することができない。その結論的要旨は「(竹島問題)は領土問題でなくアメリカ帝国主義のアジア支配による政治問題」とするところにある。問題の現代史的意義を的確に指摘したものとして傾聴に値する。次に、歴史研究者3名の見解を結論的に要約し紹介しておく。①山辺健太郎は川上著書の前年の論文[1965]において、「地理や地誌の問題でなく帝国主義の領土拡張強欲の歴史の問題」とし、日本政府

の竹島領有の主張を真っ向から退ける。史料的な実証は充分とは言えないものの、問題の歴史の本質を日本帝国主義による朝鮮植民地支配の結果として把握する論旨は、戦後初めてのものであり、その後の研究に大きな影響を及ぼした。この山辺の結論を継承しつつ、より史料的な実証を試みたのが②梶村秀樹論文 [1978] であり、日本・韓国・北朝鮮各政府の見解や新聞投書などの豊富な資料を提示しつつ、結論として「膨張主義・植民地主義の後始末の問題」と喝破した。そこには植民者の末裔としての「贖罪意識」が強く反映されており、植民地支配の精神的な精算の問題と関連させて論じられている。次に、これらの研究を継承し、さらに本格的な史料的な実証を行ったのが③堀和生論文 [1987] である。これは1905年の日本による竹島領有の不当性を主題としているが、前近代まで遡りつつ、(1) 朝鮮官民による「于山島＝独島」にたいする領有意識、(2) 1877年の「竹島他一島は本邦関係これ無き義」との太政官指令、(3) 鬱陵島における日本官民による侵略行為、(4) 鬱陵島在住朝鮮人がリアンクール岩を「独島」と書いていた事実、(5) 日本海海戦に備えての海軍の「竹島／独島」での望楼建設など、いくつかの新たな史実の発掘を行ったものであり、当該研究の水準を一気に高めた画期的なものであった。その結論である「国全体が奪われ消滅させられていくなかで、一岩嶼の領有問題など消し飛んでしまった」という指摘は、当時の朝鮮近現代史および日朝関係史研究者の多数に受け容れられ、ほぼ定説的位置を獲得することになる。ただ、現代の研究水準からすれば、問題の1905年以降とくに植民地期と戦後＝解放後の史実への論及がないのと、国際法的視点を意図的に回避している点で、限界を指摘することができよう。

次に、この堀論文を克服していこうとする動きは、1990年代後半以降、複数の研究者による複数の論著と相互批判という形をとって進展していくことになる。まず、その口火を切ったのが、内藤正中であり、いわば「環日本海地域」史的研究の視点を導入し、日本外務省の見解を批判するなど、史料発掘を伴った多数の論著 [2000・07他] を1995年以降、20年間以上にわたって公にしてきた。ほぼ同時に、内藤らと真っ向から対立し、韓国領土説を否定する論陣を張っているのが下條正男である。彼は戦後の研究者としては初めて「日本固有領土」説を唱える言わば右派ナショナリストとして1996年に論壇に参入して以降、学術論文や啓蒙書 [2004] を刊行するのみならず、2006年以降は鳥根県「竹島問題研究会」の活動を主導するに至る。しかし、その研究内容は、史料の恣意的解釈が多く、またしばしばその所説を変更するなど問題が多いが、結論は常に断固として日本固有領土説を主張する。次に、ほぼ同時に研究を開始したのが池内敏であり、1998年以降「近世日朝関係史」の視点から実証的研究を地道に継続し、一昨年末までに計18点の論著を著し、これらを集大成して決定的とも言える労作 [2012] を上梓した。本稿でも、本書の叙述内容を、次節において要約することにする。その前に在日韓国人の研究者として、朴炳渉の業績も見逃すことができない。彼は2009年以降、内藤や韓国人研究者と活発な共同研究を組織し、極めて多数の論著 [2009・10・13他] を発表する傍ら、「半月城通信」という Web-Site を主宰して、当該問題にかんする自身の主張や日韓双方の論著や史資料

をネット上に公開し、斯界に多大な貢献を行っている。また韓国人研究者が日本語で著わした文献を挙げるとすれば、是非とも玄大松 [2006] を推したい。本書は厳密には歴史学的研究ではなく、'Nationalism-Spiral' とも言うべき現象の言説分析を行ったものであるが、その前提となるべき史実についても、近現代を中心として、日韓両国の研究文献を比較的冷静かつ公平に紹介している。

#### 4. 池内敏の著書

さて、池内 [2012] は、領有権論争という学術的には不毛とも言える研究状況に憂慮ないし義憤を抱きつつ、史料をして史実を語らしめるとも言うべき徹底した実証史学の立場から、従来のほとんどの見解を批判し論破している。以下本書の主な内容を、近現代史領域に限定して再構成して紹介する。

まず、近代の【国際法上の編入】にかんする史実。①明治維新後の1976年10月、島根県から「島根県地籍編纂」に際し「日本海内竹島他一島地籍編纂方針」が内務省に提出されるが、翌77年3月太政官より内務省に、さらに翌4月島根県にたいして「日本海内竹島他一島は本邦関係これ無き義」と指令した(堀論文に初出)。その結論は「竹島(現鬱陵島)」と「松島(現竹島/独島)」の両島ともに日本の版土外と決定したことになる。②大韓帝国政府は1900年10月、勅令第41号を公布・施行し、その第2条で「鬱陵全島・竹島・石島」を管轄区域と決定した。その解釈として、「鬱陵全島=現鬱陵島」・「竹島=現竹嶼」までは確認が可能であるが、韓国で有力な「石島=現竹島/独島」説については、日韓双方にこれを直接的に裏付ける史料はなく証明できない。関連して、「獨島」の初出史料は日本軍艦新高の04年9月の日誌「韓人これを獨島と書し」(堀論文に初出)であり、06年3月島根県庁竹島調査団が鬱陵島を訪問した際、日本による竹島=独島編入を通告された同島郡守沈興澤が驚愕して、これを江原道觀察使兼春川郡守に報告し、さらに内府大臣から参政大臣にも報告された。しかし、これをもって、「大韓帝国政府として竹島に対する領有意思が明示されたとはみなし難い」。③1904年9月島根県隠岐島の漁業者中井養三郎が大日本帝国政府関係各省庁にたいし「リャンコ島=竹島」の領土編入並びに貸下願書を提出、翌05年1月閣議決定でこれを承認し、翌2月島根県告示第40号でその旨公告した。日本政府はこれを近代国際法上の「無主地先占」に該当し有効とし、逆に韓国側は「秘密裏で通告が無く無効」と反駁している。結論として「国際法上通告の義務はなく、正式に告示され新聞報道もされ法形式上は有効」とする。

最後に戦後=解放後の【領土帰属措置】について。①1946年2月9日、GHQ-SCAPIN(連合国軍最高司令官)指令 No.677「若干の外郭地域の日本からの政治上及び行政上の分離」は、竹島を含むと規定した。しかし、これは「ポツダム宣言」に言う「小島嶼の最終的決定に関する連合国の政策」とは解釈できない。②続いて46年6月22日には SCAPIN-No.1033指令によ



り「マッカーサーライン」が設定され、日本漁業の操業制限地域に竹島を含むことが規定された。しかし、本指令は「国家統治権・国境線・漁業権についての最終的決定に関する連合国の政策」の表明ではない。③さらに51年9月8日調印のサンフランシスコ平和条約の第2条a項では、「日本国は、朝鮮の独立を承認し、済州島・巨文島・鬱陵島を含む朝鮮に対するすべての権利・権原及請求権を放棄する」と規定された。韓国政府は同条約の調印国ではないが、その解釈としては「日韓併合以前から日本領土であった、つまり1905年に島根県に編入されていた竹島は除外された」との結論できる。④また同条約草案作成過程では、日韓両国とも精力的なロビー活動を展開し、竹島の領土帰属は二転三転する。その過程で1951年7月9日、梁裕傑駐米韓国大使から米國務長官宛の要望書で「条約に竹島を明記」するよう要望したが、これにたいする同年8月10日付のD.ラスク（Rusk）國務次官補の韓国大使宛返書はその要求を拒否する旨回答した。

以上述べ来たった本書の成果としては、①前近代・江戸時代＝朝鮮王朝時代における基本的史実の実証的確定と評価は、史学会[2013]や木村幹[2014]などの書評のとおり、ほぼ完璧と言える。また、②それにより日韓両国の「固有領土」論による領有権主張の陥屏を適格に指摘している。さらに③植民地期の日朝鬱陵島民の生活状況を実証的に分析した(第12章)ことも、前掲の朴柄涉[2009]や福原裕二（彼は竹島問題研究会でも、特段の領有主張を差し控えている稀有な委員でもある）[2011・12・13]の諸論考とともに新たな実証的成果である。しかし、以下の諸点については、まだ限界が残っていると言わざるをえない。①近現代とくに戦後＝解放後の史実については、必ずしも網羅的とはいえない。とくに②近代については、1900年韓国「勅令第41号」および05年日本「閣議決定」・島根県「告示」について、直接的史実は厳密に確定されているが、植民地化過程という大きな歴史的文脈のなかでの位置づけが不十分ではないか、とくに堀論文の強調する軍事的意図はほとんど視野に入れていない。さらに、③戦後＝解放後については、特に日韓会談・条約の分析が不可欠であるが、これが欠落している。以上必ずしも完璧とまでは言えないにしても、独力で本書を著わした池内の学問的成果は誠に刮目すべきものがある。

## 5. 竹内猛の著書

竹内猛は、すでに自費出版の著書[2010]の前編を刊行しており、2013年3月には、その後編を刊行した。前編〈江戸時代から明治時代まで〉は、第一次史料を駆使しなから一般向の概説書として執筆された労作であるが、自費出版のためであろうか、当該問題にかんする論著、例えば池内[2012]においても無視されている（しかし、韓国ではいち早く翻訳本[2012]が公刊され、これにより彼の経歴が初めて判明した）。しかし、この前編にかんする限り、1905年2月の竹島／独島の島根県編入の評価を除いて、堀和生や池内敏の見解と大きな齟齬はみら

れないので、本稿では後編〈第二次世界大戦の展開〉[2013]に限定して、その内容を紹介しておきたい。

①第8章「竹島＝独島の日本からの分離」→「ポツダム宣言第8項」‘SCAPIN 677’ ‘SCAPIN1033’ ‘SWINCC（米国務陸海軍3省調整委員会）59/1’などの原史料を子細に検討している。これらには、濟州島・巨文島・鬱陵島・竹島（リアンクール岩）の4島が、いずれの史料にも朝鮮領土として明記されており、「米国政府の原初の認識として注意深く参照されるべき」と結論している。

②第9章「日本の平和条約研究と領土問題」→1945年11吉田茂外相が、「平和条約問題研究幹事会」を発足させ、翌46年1月より外務省課長級の職員（川上健三を含む）10数名により研究作業が開始された。そして同年11月以降50年12月に至る間に合計36冊の英文調書が作成され、うち7冊が領土問題関係で、第4冊の‘Minor Islands in Pacific, Minor Islands in the Japanese Sea’（47年6月）において、竹島＝独島は鬱陵島とともに日本に帰属すべき地理・歴史的根拠があると説明している。これらの調書は、47年1月にGHQのG. アチソン（Acheson）政治顧問に秘密裏に手渡され、飛行機事故で死亡したアチソンの後任 W.J. シーボルト（Siebold）にも非公式なルートで順次手渡されていった。

③第10章『『冷戦』と対日占領政策の転換』→米国政府は、すでに1946年10月から「対日講和委員会」において平和条約の草案起草を開始していたが、その内容は総じて日本にたいして制裁的ないし懲罰的なものであった。例えば領土問題については、日清戦争以降に日本が獲得した領土は、鬱陵島はもちろん竹島＝独島も、経度・緯度を明示して放棄すべきであるとされていた。しかし、この過程の最中、米ソ対立いわゆる「冷戦」が激化し、1948年9月に朝鮮民主主義人民共和国、49年10月には中華人民共和国が成立した。これを踏まえて米国は英国の協力を得ながら、ソ連・中国などの共産圏諸国を排除しつつ、従来の「制裁的ないし懲罰的」講和を見直すに至る。その中心業務を担ったのが、47年1月に就任したG.C. マーシャル（Marshall）国務長官によって新設されたPPS（政策企画室）で、その初代室長にはG.F. ケナン（Kennan）が抜擢された。

④第11章「米国草案における『竹島』」→アジア「冷戦」体制を意識した米国務省の講和条約草案としては、1949年11月作成のものが知られるが、そこでもなお竹島＝独島は日本の領域から除外されていた。これは東京のGHQに送付され、シーボルト政治顧問に手交されたが、彼はその内容に「強い違和感」を覚え、とくに竹島＝独島（リアンクール岩）について朝鮮領ではなく日本領に所属させるよう具申した。その理由としては、「これらの島に対する日本の主張は古くまた妥当と思われ、…安全保障の見地からは、これらの島の上に測候所およびレーダー局を設置」できるとして、その軍事的役割に着目している。この意見が米国務省において再検討され、49年12月の平和条約草案では、「竹島（リアンクール岩）」が日本領土に変更されている。こうした米国草案の転換について、竹内は日本側が作成し提供した前記「領土問題

調書」が大きな影響を与えたものと推測している。また、蛇足ながら翌50年7月の米國務省「解説」では、「竹島…1905年に日本による正式な主張がなされ、見たところ朝鮮による抗議もなく、島根県隠岐支庁の管轄下に置かれた。…竹島は朝鮮名を持っておらず、今までに朝鮮によって主張がなされたことがないようである。」さらに付け加えて、占領中米空軍の爆撃演習場として使用されたこと（事実48年6月8日には、米軍機の誤爆により朝鮮人漁民14名が死亡または不明となり10名が負傷した）、および前述の「測候所およびレーダー局用地としての価値がある可能性を持っている」ことも繰り返し述べられている。

⑤第12章「ダレスとサンフランシスコ平和条約」→1950年1月D. アチソン（Acheson）が米國務長官に就任すると、ソ連・中国など共産圏諸国が参加する「全面講和」でなくても、米英などいわゆる自由主義諸国による「多数ないし単独講和」を推進すべきと判断した。この路線を遂行するためアチソンは、4月に辣腕弁護士であったJ.F. ダレス（Dulles）を顧問に任命した。彼は、従来の条約草案（前記池内推計によれば約15案）に目を通したうえ、同年6月には韓国および日本（21～28日）を視察し、とくに日本ではGHQ幹部のみならず、両院議長・諸省庁官僚・与野党・労組代表などとも会談した。ちなみにこれは私見であるが、その滞日中の25日に勃発した朝鮮戦争は、兵站基地としての日本をよりいっそう米国の同盟国として、自由陣営に留めておく必要性を痛感させたものと思惟される。しかし、その後の諸草案は、「竹島（リアンクール岩）」を日本領土に帰属させると明記した49年12月草案より変化し、領土帰属を日本から除外するか、まったく触れないものとなっていく。その後ダレスはソ連などを含む関係各国と精力的な協議をおこなったうえ、最終的には51年3月23日、最終の米国草案を確定した。これは遡る5草案同様、竹島＝独島の日本帰属を「意図的に曖昧」にしたものであった。さらに本書で竹内は、英国及びNZ政府との協議にも論及し、この領土条項が米英両国の合意によって確定されたとし、「本来厳密であるべき国家の領土主権の範囲が曖昧な状態のままに放置された…改めて驚きと不信の想いを禁じ得ない」と評価している。とくに竹島＝独島については、流動的な朝鮮半島情勢を反映して、「将来北朝鮮側…が勝利する可能性を考慮して…あえて曖昧な表現が使われた」と結論している。

⑥補論5「韓国の修正要請と米国の拒否」→（1951年6月14日に）改訂された米英共同草案は、1951年7月7日に日本政府に内示され、また13日には梁祐燦駐米韓国大使にも示達された。これにたいし韓国政府は同月19日付で、「独島とパラン（波浪）島を朝鮮に帰属させるよう条約に明記する」旨の公文をアチソン米國務長官に手交した。その際梁大使とダレス顧問の間に問答が交わされている。ダレスは梁にたいし、「独島及びパラン島」の位置とかつて朝鮮領であったかどうかについて質問した。これにたいし、梁は両島とも鬱陵島の近辺であり、また朝鮮領であると回答した。しかし、「パラン島」（現離於島）は濟州島のさらに南方にあって、文字通り満潮時には水没してしまう、ほとんど架空の島であった（当然のことながらこの要求はまもなく取り下げられた）。このように韓国側の修正要求なるものは、確たる根拠に乏しいも

のであったが、その原因について、竹内は「当時韓国政府が置かれていた時代状況」、つまり50年8月には釜山に避難して「臨時首都」を置いていたこと、また梁大使は1923年からハワイで開業していた医師で、英語しかできず祖国の事情に疎かったことを指摘している。したがって、51年8月10日付のD.ラスク(Rusk)国務次官補による米国側回答はにべもないもので、「独島…平素は無人島であるこの岩礁群は、我々の情報によれば、これまで韓国の一部として取り扱われたことが決してなく、1905年頃から日本の島根県隠岐支庁の管轄下にあります」と、韓国側修正要求を全面的に拒否した。ちなみに「ラスク書簡」の認識に大きな影響を与えたのが、国務省地理担当官であったボグgs(S.W. Boggs)の報告書である。鄭秉俊の著書[2010]によれば、彼は米国内で「唯一存在する文献的証拠である日本外務省パンフレット(前記した1947年6月の調書)の陳述に頼るようになった」とされる。この「ラスク書簡」は、私見では米国の同盟国として朝鮮戦争を共に戦っていた韓国にたいする無慈悲ともいうべき措置とでも評価されよう。さらに、「竹島紛争」が激化していた53年11月30日には、駐日米大使館のターナー(W.T. Turner)参事官が国務省に宛てた覚書において、米国政府としては「ラスク書簡」の趣旨を堅持し、韓国側が納得しない場合は国際仲裁に委ねるよう勧告している(塚本孝[2007「追補」], Wikipedia「ウィリアム・テイラー・ターナー」2014年5月19日更新)。

⑦第13章「サンフランシスコ平和条約と領土問題の発生」第1・2節→表記平和条約は、同地において開催された対日講和会議において1951年9月8日に調印された。議長はアチソン米国務長官が務め、日本側の主席全権は吉田茂首相であった。共産圏諸国からもソ連・ポーランド・チェコスロバキアの各国が参席したが、結局最終的には調印を見送った。また、中国・台湾と南北朝鮮は招請されなかった。したがって、本条約の締結当事国は日本を含めて合計49カ国となった。さて、本論の朝鮮関係領土条項を繰り返すと、全文は「日本国は朝鮮の独立を承認して、済洲島、巨文島及び鬱陵島を含む朝鮮に対するすべての権利、権原及び請求権を放棄する」となっており、問題の竹島=独島の領土帰属については、一切言及がない。したがって、その解釈を巡っては日本の国際法学者に限定しても、例えば最も古くは高野雄一の著書[1952]や、後述する太壽堂鼎の論文[1966]、さらに同じく芹田健太郎の著書[1999]らは、「日本が放棄した地域から竹島は除外されている」との通説的条文解釈を述べている。これにたいし、著者竹内は、'SCAPIN677'やその部分改訂文書'SCAPIN841'などとの対比を斟酌して、「この平和条約の条文を根拠にして『朝鮮』の中に竹島=独島が含まれているとも、含まれていないとも証明することは困難」と結論している。私見によれば、条約締結過程における試行錯誤の経過を踏まえつつ、ほぼ全能の権威を發揮した米国主導の、したがって帝国主義的な魂胆から、どちらにでも解釈できる曖昧さをあえて残し、紛争の種を撒いたことを的確に指摘していると思われる。この観点は、前掲の吉岡吉典論文[1962・63]にも共通する重要な論点である。さらに竹内は、1948年8月に朝鮮半島南部の単独選挙より成立した韓国は、「竹島=独島の統治権を米国軍政庁から継承し行使していた」と理解している。あえて、その法的な根拠を問わ

なければ、事実関係は確かにその通りであり、鬱陵島の漁民らが大量して竹島＝独島に渡り操業していたからこそ、前述した米軍機の誤爆事件も起きたものと思われる。しかし、現実にはその法的根拠を明示すべき平和条約には、その肝心の条文が書き込まれなかったのであり、したがって彼は「まことに遺憾」と嘆息するのである。また名指しは避けているが、池内 [2012] が前記「ラスク書簡」をもって「竹島＝独島が日本領と確認された証拠である」との結論を導いていることに、同書簡が「当事国を拘束する証拠と言えるか否かは、議論の余地がある」と疑問を呈している。最後に竹内の著書でも視野に入っていない重要な文書として、「ダレス電文」がある。これは、鄭秉俊がその著書 [2010] で紹介した1953年12月19日付の東京の駐米大使館（J.F. Dulles）からソウルの駐米大使館あてに発電された秘密文書である。その内容は、近年の国際司法裁判所の動向を勘案して、米国は日本側に法律的に加担しないようとの趣旨を述べている。「ラスク書簡」を発簡したにも拘わらず、米国の帝国主義的で無責任な態度が透けて見える証拠として無視できない。

⑧第13章第3～5節「日韓会談の経過の概略」→同会談は、平和条約調印から踵を接するかのようになり、早くも1951年10月20日から予備会談が開始されている。そのお膳立てをしたのは、前出のシーボルト外交局長であり、米国の強力な斡旋のもと、言わば極東における米日韓「反共軍事同盟」を目指したものであった。本書では同会談のうち、竹島＝独島の領有問題に絞って、その経過の概略を叙述している。まず、52年1月18日に宣布された李承晩大統領の「海洋主権宣言」、いわゆる「李ライン」問題で、平和条約で棚上げされていた竹島＝独島の領有問題が再燃する契機となり、出だしから躓く結果を招いた。竹内は、高崎宗司 [1996] や藤井賢二 [2002・04] の研究を参照しながら、李ライン宣言は元来「マッカーサーラインという韓国漁業にとっての〈既得権益の確保〉を主目的として発案された」ものに過ぎなかったが、「〈日韓会談の交渉材料〉ということも強く意識した、複合的な目的・性格を持った宣言に変化・発展していった」との解釈をしている。ついで、「竹島＝独島の領有権をめぐる日韓の応酬」を一瞥して、日本側はこれを「国際法上の問題」と捉え、韓国側は「歴史問題」と捉えて、議論が噛み合っていないと結論している。最後の第5節が「日韓基本条約の締結」であり、1961年5月クーデターで成立した朴正熙軍事政権により、その「開発独裁」の資金獲得を主眼とした交渉が推進されることとなった。そして、62年12月の「大平正芳・金鍾泌会談」において、「賠償金」名目ではなく「経済協力」として、有償2億ドル・無償3億ドルの資金供与という内容で大筋の妥結がなった。しかし、肝心の竹島＝独島の領有権問題については、土壇場に至るまで両国の合意は成立しなかった。そして、島の「共有」や「爆破」論など、両国の交渉担当者個人による様々なアイデアが水面下で浮上したりするが、結局のところ、「解決せざるをもって、解決したとみなす」という、極めて曖昧模糊とした密約が締結されたものと、推定されている。それは具体的には、65年6月22日に日韓基本条約とともに調印された「紛争処理のための交換公文」という形式を取るが、日本側はこれに竹島問題が含まれると解釈し、逆に韓国側は独島

問題を対象外と解釈することで、暗黙の了解に達するという、言わば玉虫色の決着であった。この過程を執拗に迫及したのは、ロー・ダニエル [2008] であるが、文書史料はついに提示できず、関係者にたいするオーラル・ヒストリーという手法によって、辛うじて真相に迫り得たというところである。

最後に竹内がこうした重厚な著書を上梓し得たのは、おそらくは指針となる先行研究があったのことと思われる。そして、その研究こそが、原喜美恵 [2005] である、と断定して差し支えない。本書の第1章が「朝鮮処理」であるが、その注記文献史料の大半は米国公文書館(NARA)所蔵をはじめとする英文外交史料群である。当該研究がいかにも国際的視野を求められているか、彼女の業績は、このことを如実に物語っている。

## 6. 国際法分野の諸研究

さて、これまでは当該問題にかんする歴史学的研究の成果を紹介してきた。しかし、領有権問題という最終課題に迫るためには、国際法学分野における研究成果を踏まえなくては困難であることは言うまでもない。つまり領土問題という性格上、その解決は国際政治というレベルで行われるため、歴史学的成果だけでは、現実政治の懸案を打開する論理の構築は不可能であることは当然であろう。そこで本稿では、まったくの門外漢であるが、領土問題一般さらに個別のいわゆる「竹島／独島」領有問題にかんする現代日本における国際法学分野の研究を分析・検討したい。

ただし本稿では、近代国際法の適応がない前近代、すなわち日本にあっては1854年の「日米和親条約」、朝鮮にあっては1876年の「朝日修好条規」以前の史実については、検討の対象外とする。もっとも近年の日本外務省の見解は、17世紀における米子商人の「竹島経営」をもって、これを近代国際法上の「未成熟な権原 (inchoate title)」と解釈している。

本論に入る前提として、いわゆる「近代国際法」なるものの、歴史的特質を押さえておく必要がある。ごく一般的な概説書の解説によれば、「19世紀に世界的規模にその適用範囲を拡大した当時の国際法のルールは、欧米列強の世界支配に有利な、ある意味でこれを正当化する機能を持った法体系であった。」とくに当該問題で争点となる「無主地先占」の概念については、「当時の欧米の『文明国』の基準に照らしてこれに達していないとされたアジア・アフリカの土地は、いかに現地の人々が現実に共同体を形成して平和的に暮らしていようとも、国際法上は無主地とされ、先占による領域取得の対象とされた」[中谷和弘他、2011]との指摘は、当該問題の法的検証にとって肝に銘じておく必要がある。この問題について戦後日本で最も体系的に研究した大壽堂鼎 [1955] は、古代ローマ法以来の欧州各国における各種の文献を渉猟しつつ、「先占は、地理上の発見以来、非ヨーロッパ地域の獲得を目指すヨーロッパ諸国の、植民地分割の闘争の過程にうちに生まれてきた法原則であった」と喝破したうえ、この先占の

要件として、①その主体は国家であること、②その客体は無主の土地であること、③国家が領有の意思をもった行為であること、④実効的な占有として地方的権力の確立を要すること、と定義した。そしてさらに、「20世紀に入って植民地分割が完了したことは、領域取得の権原としての先占の意義を減少せしめた。…巨視的に見て今や歴史的使命を果たし終えたかの感がある」と結論している。なお関連して、「無主地先占」の成立条件として、関係各国にたいする「通告」が義務であったかどうかについて、彼の見解を付記しておく。1884年ドイツによって招請された列強諸国による「ベルリン議定書」（85年2月調印）では、その通告を義務づけた。しかし、その適応範囲は概ねアフリカ大陸に限定されており、同議定書を廃棄した1919年8月の「サン・ジェルマン条約（連合諸国とオーストリアの講和）」では、明文の規定はないものの、通告の義務は廃止されたという解釈が通説である。

さて、国際法学における領土取得の権原としては、通説的に、①「先占（occupation）」②「時効（prescription）」③「割譲（cession）」④「併合（annexation）」⑤「征服（subjugation/conquest）」（④⑤を同一範疇とする学説もある）⑥「添付（accretion）」の6種が挙げられる。参考までに、近代日本国家が新たに領有した主要な領土獲得の権原を時代順に当てはめると、①1895年の台湾は日清戦争の下関講和条約による「割譲」、ただし反対する現地住民の「台湾民主国」の抵抗を武力鎮圧した。②1905年の南樺太も日露戦争のポーツマス講和条約による「割譲」、③1910年の韓国は「韓国併合条約」による「併合」とされるが、この条約そのものの有効性にたいする疑義、義兵闘争の鎮圧など軍事的制圧のもとに強行された史実からみて、実質的には「征服」とも解釈できる。

ここで、争点となっている「竹島／独島」にかんする史実を列举すると、まず明治初年の1877年3月に日本の太政官が「竹島」「松島」の両島ともに日本の版土外と決定したことがあるが、これについては日韓両国の学界ですでに決着が着いているものと考えられる。そこで、残された論点としては、①1900年10月の「大韓帝國勅令第41号」、②1905年1月の大日本帝國政府の「閣議決定」とこれを受けた翌2月の「島根縣告示第40号」、そして、1945年の日本の敗戦と朝鮮の解放後、連合国とくに米国によってとられた措置、すなわち、③46年2月9日付GHQ-SCAPIN（連合国軍最高司令官）指令 No.677「若干の外郭地域の日本からの政治上及び行政上の分離」、④同年6月22日付 SCAPIN-No.1033指令による「マッカーサーライン」、⑤51年9月8日調印の「サンフランシスコ平和条約」、以上の法的性格とその有効性の検討が問題となる。

以下、日本語文献に限定して、各論者の主張を発表順に検討していくことにするが、日本人研究者の場合、時代が遡るほど判例など欧米の文献資料を参照することが多く、韓国側による史料発掘やその研究成果を参照することがほとんど無い。そのため、上述した国際法の通説によって判定される史実そのものに一定の偏りが見られるという限界を予め指摘しておきたい。

まず、①皆川洸 [1963] は、領土紛争をめぐる各種の国際判例を例示しながら、「日本は17

世紀はじめ竹島を発見し、それを現実的占有の対象とすることによって原始的権原を有していたのであり、それは、1905年同島の正式な領土編入により確定的権原に代替された。…主権は明らかに日本に属すると結論」した。対象となる史実は量的にも質的にも充分とは言えないが、国際法学界においてほぼ日本政府の公式見解にそった最初の見解と言えよう。②植田捷雄[1965]は、ほとんど日本側の史資料、とくに1905年の閣議決定および島根県告示に拠りつつ、「日本の竹島に対する領土編入の意思表示は、国際法上、何等議論の余地なきもの」と断定し、「本来無主の土地である竹島に対し、日本がこれを領土とする明確な国家的意思を表示し、…現実の占有、効果的な支配を続けて来た…国際法における『先占』の法理により、竹島における日本の領土権は既に確立されている」と結論している。これもまた、ほとんど日本政府の公式見解と同じ論法によると言える。③大壽堂鼎[1966]は、この当時としてはかなり多数の日韓および諸外国の史資料を吟味しつつ、例によって「先占法規」を適用し、(1)「歴史的根拠」の観点、すなわち主として江戸時代の史実を列挙しつつ「日本の主張が相対的に有力」とする。(2)「近代国際法上の領土取得の要件」にかんして、「日本政府による明治38年の領土編入措置と、それにつづく国家権能の継続的発現」を有効なものと判定する。(3)第二次大戦後の連合国による諸措置について、対日平和条約の規定を根拠に「(韓国)併合前から日本領土であった地域を新たに独立した朝鮮に割譲するとの意味は全く含まれていない」とする。ただし、(2)については、「韓国の立場には同情すべき余地がある」とする。

次に④芹田健太郎は、国際法の中でも比較的新しい分野である海洋関係法の専門家であるが、そうした観点から竹島問題にも論及した著書[1999]を刊行した。その記述は、日韓両国の主張の歴史的根拠を国際法的に解釈し、とくに1905年の日本領土編入について、「当時の両国の力関係からいって、韓国の立場には同情すべき余地がある」とし、また前回紹介した堀和生論文[1987]の主張について、「今日の韓国民が竹島に対してもつ感情を理解するのに大変重要であり、痛みをもって聴くべきこと」する。しかし、最終的には「竹島が歴史的に韓国に属すべき正当な理由は見出し難い」と結論する。しかし、具体的な解決策として竹島を「自然保護区」とし、かつその管理は韓国が行うとの、大胆な提言をおこなっている。⑤河鍊洙[1999]は、韓国人であると思われるが、その故にであろうか近代国際法の杓子定規な適用にかなり慎重である。例えば、(1)「後進地域に対する植民地支配を合理化するような国際法を一般に妥当なものとして受け入れることはできない」とする韓国の李漢基の学説[1969]を肯定的に紹介している。また、(2)日本人学者の見解として、「領土紛争の解決における国際法の役割を過大に評価することは慎まなければならない」との安藤仁介[1986]の所説をも、肯定的に紹介している。そして、(3)先の芹田健太郎[1999]の提言に賛意を表し、「竹島周辺海域において古い時代から両国民が平和的に漁業活動に従事してきた歴史的な経緯に考慮を払い、…両国の国民の利益と権利をいかに合理的かつ正当に尊重するかを検討する」必要性を強調している。韓国人研究者としては比較的冷静かつ客観的な結論であると思われる。



以上はいずれも単発的な個別論文であるが、次に取り上げる⑥塚本孝については、国立国会図書館とくに「調査及び立法考査局」の専門職員（2012年の退任時同局長）として、各種の史資料を豊富に収集し分析しうる立場にあった。したがってその多くを占める国際法的な観点からの著述においても史資料の提示は最も膨大であり、1985年以降2012年に至る期間中に計12本の関連論文を発表している。その多くは日韓両国の主張や米占領軍の資料を比較的客観的に紹介したものが多く、近年は「竹島問題研究会」の研究委員に招聘され、その論陣の一翼を担っている。ここでは彼個人の主張が強く現れている2005年9月の講演メモ〔2007〕一点についてのみ、その要点を紹介しておく。その冒頭では、「国際法は、かつて欧米列強の法であった。…それらの国で構成される国際法社会は、さながら会員制クラブのようなものであった」ことに注意を喚起する。そうした国際法のうちいわゆる「先占理論」について解説し、これが当該問題の歴史的事実に照らして有効かどうかを検討する。そして、「竹島が国際法上日本の領土であることが検証された」と結論する。なお、1905年および51年という決定的時期における韓国の置かれていた「困難な情況」を認定し、「日本人は…（その情況）に思いを致すべきである」という言説には、同意できないとしている。⑦最後に中野徹也の研究に触れておきたい。彼の論文は決して多くはないが、「竹島問題研究会」の委員に名を連ね、その『調査研究報告書』にも寄稿しているからである。ここでは同報告書にも転載された最新の論文〔2012〕の内容を紹介すると、当該の閣議決定・島根県告示の経過を詳細に辿ったうえで、日本による領土編入措置を法形式上は有効と結論する。しかし、それには大きな留保条件が付記されている。すなわち、「同時期に行われた韓国に対する植民地支配との関係」をどう評価するかという点である。これに関連して、さらに「領土編入措置の背景に軍事的要請があったことは、もはや否定できない」と断じている。この問題は、かつて堀和生論文〔1987〕がとくに強調した論点であるが、前述した池内敏の傑作〔2012〕においても正面からは論じられなかった論点である。したがって、「決して胸を張って、無主地先占を主張することはできない」とも言い、国際法学者は、「無主地先占を主張し続けるとしても、軍事的要請も背景にあったこと、それゆえ、『侵略』ととられかねない所作をとったことを認める」べきであると強調して、結論に替えている。一言付け加えるべきは、下條正男という右翼的論客を座長に据えた「竹島問題研究会」の刊行物にさえ、このようないわば韓国寄りの研究が掲載されざるを得ない現状については、大いに再考の余地があると考えていた。ところが前述した同会編集の〔2014〕では、中野は完全に変節し、会の公式見解にベッタリの所見を執筆している。彼の学問的姿勢が問われざるを得ない。

## むすび

さてこれまで、①日韓朝三国政府の見解、②事辞典類の叙述、③歴史学分野での顕著な研究成果、④国際法学分野での同様の成果を検討してきた。ここで改めて、歴史学の顕著な成果を

代表する研究者名を挙げるとすれば、①堀和生、②池内敏、③竹内猛、ということになる。

これらの研究によって確定された問題、とくに歴史的事実について、以下私見を述べてコメントしたい。①1905年の日本政府による竹島の島根県編入は、既述のように元来日本海海戦のための望楼を設置するのが主目的で、いわば中井個人の漁業権請願を奇貨として、もっと露骨に言えば口実として、軍事的企図から強行されたものであることは明らかである(堀和生論文にある山座園次郎外務省政務局長の発言を参照)。しかし、実際の望楼建設は海戦終了後のこととなり、いわばこの企みは失敗に終わった。ただ、こうした目的の如何を問わなければ、この編入措置はいわゆる「無主地先占」に該当することは、当時の国際法上妥当とすべきであろう。②「韓国の外交権は奪われ、韓国は異議を唱えられなかった」との見解について、これも既述したことであるが、1906年3月予定外に鬱陵島を訪問した島根県竹島調査団により、同島郡守沈興澤が編入の事実を通告され、これは中央の参政大臣(首相)まで公文書により報告され、代表的な新聞2紙にも掲載された(これについても堀論文参照)。しかし、確かに日本政府あるいは韓国統監にたいして抗議したという記録は残されていない。当時の両国の力関係を考慮すると、抗議したくてもできなかったというのが真相のように思われるが、もし韓国政府が日本に抗議したとしても、そこには大きな障壁があった。まず、①1900年10月の大韓帝国勅令により「石島」を蔚郡に編入したが、池内敏[2012]が論じたように、この「石島」が今日の独島に該当することは、韓国側では音訳転訛による説明がなされるが、これまでのところまったく実証されていないこと。次に、②当時の韓国人が独島を韓国領と認識していたことは間違いないが、しかし同島は相変わらず無主地のままで、韓国人の漁夫が個別的に漁労を行なった可能性はあるが、公権力がその権能を行使した形跡は一切確認できない。したがって、中井のアシカ漁も季節的なものとは言え何の障壁もなく継続され、そのため数年後には自身が危惧した乱獲状態に陥ってしまう。③以下は、筆者による補足である。日本政府は、太平洋戦争前の1940年8月17日をもって、竹島を島根県隠岐郡五箇村から、海軍舞鶴鎮守府の所轄に移管した。この措置もまた軍事的要請によるものと推察されるが、筆書による調査(「アジア歴史資料センター(JACAR)」で閲覧可能な舞鶴鎮守府・舞鶴防備隊の各「戦時日誌」)によっても、海軍が竹島を軍事的に活用した形跡は見あたらない。むしろ、41年11月28日の八幡長四郎(前記中井の後継者の一人)の出願にたいして漁業を含む土地使用権を付与しており、当時は動力船の発達もあって、隠岐島よりもむしろ地理的に近接する鬱陵島を基地とする漁業が多く、日本人船主に雇われた朝鮮人漁夫の存在が、解放後の証言により確認できる。これらの史実を総合的に観察すれば、竹島は日本の植民地支配下において、ますます朝鮮人の独島となるという皮肉な結果を招来したとも言えよう。したがって、あえて1905年に日本政府が編入しないで、10年の韓国併合を迎えたとしても、この成り行きはほぼ同様であったのではと推察される。結論的にいえば、日本政府の軍事的目的によるいわばマイクロな領土編入措置よりも、植民地支配といういわばマクロな統治行為が、朝鮮人による領有認識を強めたのである。だからこそ、彼

らは解放後間もなく大挙して独島に出漁し、韓国政府成立前から学術調査団などを派遣し、さらに「獨島守備義勇隊」なるボランティア組織が同島を実効的に支配したのである。言い換えれば、1905年の領土編入後間もなく、韓国併合という政治的措置によって隠岐島と竹島／独島間に引かれていた「国境線」が消滅し、またその後のアシカの激減状態も重なって、竹島／独島は隠岐島の「属島」から鬱陵島の「属島」へと転化し、それによって解放後の朝鮮人の実効支配に繋がる基礎が形成されていったと考えることができる。

つぎに第二次大戦後の史実、とくにサンフランシスコ平和条約と日韓条約について検討する。多くの論者とくに国際法学者が言うように、条文の字面だけをとってみれば「竹島を日本が朝鮮に対して放棄する島の中に含めていない」のは、確かにその通りである。しかし、条文がこうした決着をみるには、大変な紆余曲折があった。結論的に言えば、アメリカの戦略的意図、とくに朝鮮戦争最中の軍事的思惑が、この島の帰属を形式的には日本領とする決定を下したが、実態は韓国の実効支配を容認した。すなわち日本と同様、米国の目下の同盟国であった韓国の李承晩大統領はただちに「李ライン」という実力を行使して、警察官憲によるものとはいえ、事実上の軍事占領を今日に至るまで継続している。ちなみに、こうした韓国側の事実上の統治行為にたいして取った米国政府の対応として、1952年10月3日付で東京の駐日大使館から国務省に送信した秘密書簡（内藤正中・朴炳涉 [2007] に収録）は極めて興味深い。これは、当時竹島／独島を射爆場として利用していた米極東空軍が、同年9月15日に独島で操業していた韓国人船員と海女の存在を確認せずに爆弾を投下し（死傷者無し）、ついで同月22日には鬱陵島から独島に向かって第2次鬱陵島・独島学術調査団が、独島付近の海上で爆撃に遭遇した（死傷者無し）、という事件を契機に在釜山米海軍司令部にたいし注意喚起を促したものである。内容的に注目されるのは、①この射爆場が日米安全保障条約により日本政府の承認を得ていたこと、②にもかかわらず、「韓国漁夫は定期的に漁業目的でリアンクール岩へ行き」操業していたこと、③国務省は、竹島／独島を「ある時期朝鮮王朝の一部であった」と認識していたことなどであり、にもかかわらず米国政府としては、誤爆事故などにより、この領土問題に不用意に巻き込まれないよう慎重な姿勢を堅持している。

また、その後の日韓諸条約も問題の解決を棚上げし、「密約」で当面を糊塗しようとした。ところが韓国で民主化が進み、1990年代に至っていわゆる「文民政権」（1993年2月に金泳三大統領に就任）が誕生するに及んで、こうした「密約」は事実上廃棄され、接岸施設の建設（1995年12月～97年11月）、一般観光客の入島許可（2005年3月申告制、09年6月無制限）など実効支配が強化された。したがって、問題解決の直近の手掛かりは、日本の植民地支配の精算を曖昧にし、請求権を「経済協力」の美名でごまかした日韓諸条約にこそある。韓国側の強硬姿勢はこうした曖昧な精算にたいする異議申し立てでもあると言える。2012年8月10日の李明博大統領の突然の独島上陸も、政権のレームダック状況の打開に領土主権のカードを切ったものと解釈できる。巷間、日本側は「領土問題」と解し、方や韓国側は「歴史問題」と解してい

るとされる場合が多いが、本質は「歴史的に推移してきた領土問題」と言える。したがって、解決の大前提は植民地支配の全面的精算に繋がって来ざるをえないのであるから、1965年の日韓諸条約が看過してきた、「慰安婦」「軍人軍属」「強動員」など、いわゆる戦後補償問題を一括して解決（この点最近の韓国では、複数の憲法裁判所の判決において両国政府の責任を認定している）する必要がある。このテーブルは「紛争処理に関する交換公文」によって設定可能であり、これが機能すれば、国際司法裁判所（IJC）による調停などは無用の長物であろう。そして竹島＝独島問題の「共同研究」については、かつて2回に渉る「日韓歴史共同研究委員会」（報告書は2005・10年公開）のように、密室での人選ではなく有識者から相応しい委員を公募し、かつ議題についても韓国側がかつてとった「獨島問題は議題としない」という態度は取るべきではない。これまで縷々述べ来たように、今日の日韓両国における史料発掘やその検討の水準をもって成果を突き合わせれば、解決策は自ずから拓けてくる。敢えて私見を提示すれば、100%どちらかのものに帰属するという結論はあり得ないと思われる。例えば、先に紹介した芹田健太郎提言 [1999] の韓国側管理下の「自然保護区」（1982年11月6日指定）というのが、既に事実上の現状となっており、さらに近年の豊下楯彦 [2012] による「韓国による竹島の『現状維持』と自然保護区への設定、日本漁民の漁業権の確保と漁業資源の保全措置などを条件に、日本が今後主権を主張しない」という解決策も最も摩擦が少なく現実的ではないだろうか。そうならば日本人も自由に入島できるようにして欲しいし、漁業の制限も現在のように一方的でなく公平にし、また環境破壊に繋がる諸施設のこれ以上の増設も取りやめて貰いたいものだ。

- 参考文献**（本稿で論及したものに限定。辞事典・史資料類除く。筆者の50音順。\*韓国・朝鮮語）
- 安藤仁助 [1986] 「国家領域の得喪」寺沢一・内田久司編『国際法の基本問題』有斐閣
- 이성환 (李盛煥) [2013] 「독도에 대한 일본의 ‘무주지존점’ 론은 성립합는가 (獨島にたいする日本の『無主地先占論』は成立するのか-池内敏『竹島問題とは何か』)」「(동북아역사재단 독도 연구소・東北亞歴史財團 獨島研究所) 영토해양연구 領土海洋研究” Vol. 6 \*
- 이한기 (李漢基) [1969] “韓國의領土-領土取得에 관한國際法的研究” 서울大學校出版部 \*
- 池内敏 [2012] 『竹島問題とは何か』名古屋大学出版会
- 植田捷雄 [1965] 「竹島の帰属をめぐる日韓紛争」『一橋論叢』第54巻第1号
- 外務省条約局 (川上健三) [1953] 『竹島の領有』
- 川上健三 [1966・96復刻] 『竹島の歴史地理学的研究』古今書院
- 梶村秀樹「竹島＝獨島問題と日本人」『朝鮮研究』第182号（『梶村秀樹著作集』第1巻「朝鮮史と日本人」明石書店、1992所収）
- 木村幹 [2014] 「書評：池内敏『竹島問題とは何か』」『東洋史研究』第72巻第4号
- 坂本悠一 [2014] 「書評：池内敏『竹島問題とは何か-近現代史領域』」『朝鮮史研究会会報』第196号

- 史學會「2012年回顧と展望」『史學雜誌』第122編第5号
- 下條正男〔2004〕『竹島は日韓どちらのものか（文春新書）』文藝春秋
- 芹田健太郎〔1999〕『島の領域と経済水域の確定』有信堂高文社
- 第3期竹島問題研究会〔2014〕『竹島問題100問100答』（『Will』3月増刊号）ワック
- 大壽堂鼎〔1955〕「国際法上の先占について」『（京都大学）法学論叢』第60巻第5号（1998所収）
- 大壽堂鼎〔1966〕「竹島紛争」『国際法外交雑誌』第64巻第4・5号（1998所収）
- 大壽堂鼎〔1998〕『領土帰属の国際法』東信堂
- 高崎宗司〔1996〕『検証日韓会談（岩波新書）』岩波書店
- 高野雄一〔1962〕『日本の領土』東京大学出版会
- 竹内猛〔2010〕『竹島／独島問題「固有の領土」論の歴史的検討（前編）－江戸時代から明治時代まで』著者（송휘영・김수희역〔2013〕“獨島＝竹島문제 ‘고유영토론’ 이역사적검토” 선인）
- \*
- 竹内猛〔2013〕『竹島／独島問題「固有の領土」論の歴史的検討（後編）－第二次世界大戦後の展開』著者
- ダニエル，ロー（Roh Daniel）〔2008〕『竹島密約』草思社
- 정명준（鄭秉俊）〔2010〕“독도1947” 돌베개 \*
- 조희승・황명철〔2007〕“독도이야기（独島物語）” 사회과학출판사（평양）\*
- 塚本孝〔2007〕「サンフランシスコ平和条約における竹島の取扱い（2005年9月27日島根県竹島問題研究会メモ）（『竹島問題に関する調査研究』最終報告書』2007所収）
- 塚本孝〔2007〕「竹島領有権紛争の焦点－国際法の見地から（2005年10月17日島根県高等学校地理歴史・公民科教育研究会研究大会講演）」（『竹島問題に関する調査研究報告書』2008所収）
- 豊下楯彦〔2012〕『「尖閣問題」とは何か（岩波現代文庫）』岩波書店
- 内藤正中〔2000〕『竹島（鬱陵島）をめぐる日朝関係史』多賀出版
- 内藤正中・朴炳涉〔2007〕『竹島＝独島論争－歴史資料から考える』新幹社
- 内藤正中・金柄烈〔2007〕『史的検証竹島・独島』岩波書店
- 名嘉憲雄〔2013〕『領土問題から「国境画定問題」へ－紛争解決論の視点から考える尖閣・竹島・北方四島』明石書店
- 中野徹也〔2012〕「1905年日本による竹島の領土編入措置の法的性質」『関西大学法学論集』第61巻第5号（『第2期「竹島問題に関する調査研究」最終報告書』2012所収）
- 中谷和弘他〔2011〕『国際法（第2版）（有斐閣アルマ）』有斐閣
- 河鉉洙〔1999〕「竹島紛争再考」『龍谷法学』第32巻第2号
- 박명섭（朴炳涉）〔2009〕“한말 울릉도 독도 머얌-독도 영유권의 관점에서（韓末期の鬱陵島・独島漁業－独島領有権の観点から）〈韓日語〉” 한국해양수산개발원（韓國海洋水産開發院）
- 朴炳涉〔2010〕「明治時代の鬱陵島漁業と竹島＝独島問題（1）（2）」『（鳥取短期大学北東アジア

文化総合研究所）北東アジア文化総合研究』第31、32号

朴炳涉〔2013〕「日露海戦と竹島＝独島の軍事的価値」『（鳥取短期大学）北東アジア文化研究』第36・37号

羽場久美子〔2013〕「尖閣・竹島をめぐる『固有の領土』論の危うさ－ヨーロッパの国際政治から」『世界』第839号

原喜美恵〔2005〕『サンフランシスコ平和条約の盲点－アジア太平洋地域の冷戦と「戦後未解決の諸問題」』溪水社

玄大松〔2006〕『領土ナショナリズムの誕生－「独島／竹島問題」の政治学』ミネルヴァ書房

福原裕二〔2011〕「20世紀初期の鬱陵島社会」『（島根県立大学）北東アジア研究』第21号

福原裕二〔2012〕「漁業問題と領土問題の交錯」『（島根県立大学）北東アジア研究』第23号

福原裕二〔2013〕『たけしまに暮らした日本人たち－韓国鬱陵島の近代史（ブックレット）』風響社

藤井賢二〔2002〕「李承晩ライン宣布への過程に関する研究」『朝鮮学報』第185輯

藤井賢二〔2004〕「李承晩ラインと日韓会談－第1～3次会談における日韓の対立を中心に」『朝鮮学報』第193輯

堀和生〔1987〕「1905年日本の竹島領土編入」『朝鮮史研究会論文集』第24集

皆川洸〔1963〕「竹島紛争と国際判例」『国際法学の諸問題－前原光雄教授還暦記念』慶應通信

山辺健太郎〔1965〕「竹島問題の歴史的省察」『コリア評論』第7巻第2号

吉岡吉典〔1962〕「『竹島問題』とは何か」『朝鮮研究月報』第11号（旗田巍編〔1965〕『日本と朝鮮（アジア・アフリカ講座3）』勁草書房、所収）

吉岡吉典〔1963〕「再び『竹島問題』とは何か」『朝鮮研究月報』第16号（同上所収）

和田春樹〔2012〕『領土問題をどう解決するか－対立から対話へ（平凡社新書）』平凡社

付記：網羅的な文献目録については「半月城通信」HPを参照されたい。

Review of the Historical Studies and Issues over the Dispute on the Domain  
Right for Takeshima / Dokdo:  
referring to the Studies of Modern History in Japan after the World War II

SAKAMOTO Yuichi \*

**Abstract (요지)**

다케시마/독도를 둘러싼 영토분쟁은 2012년 8월 이명박 대통령의 독도 상륙을 계기로 격화되고 있고 “위안부” 문제 등을 비롯한 식민지배의 역사인식과 맞물리면서 일한관계는 수회회담을 전망조차 할 수 없을 정도로 악화되었다.

이렇듯 심각해지고 있는 영토문제에 대한 연구상황은 일한 양국에서 대조적인 전개양상을 띄고 있다. 한국에서는 아무리 “지일파” 연구자라 하더라도 공식적으로는 “한국 고유의 영토” 론의 입장을 줄곧 취해오고 있다. 이에 비해 일본에서는 국제법학자의 대다수가 일본영토설을 주장하는 한편 역사연구자들 사이에는 양쪽의 주장이 백중지세이다. 그런데 최근 들어 2005년 6월에 발족한 “시마네현 다케시마문제 연구회”(島根県竹島問題研究会)가 “일본고유영토” 론의 입장에서 적극적으로 사료를 수집하고 연구성과를 공표하고 있다. 이러한 일한 간의 “고유영토” 론 공방을 지양하고자 하는 역사연구로 이케우치 사토시(池内敏)와 다케우치 다케시(竹内猛) 두 연구자의 연구성과가 주목받고 있다. 본 노트에서는 우선 국제법학자의 견해를 포함해 지금까지의 연구사를 검토함과 동시에 호리 가즈오(堀和生)로 대표되어 온 역사학적 연구의 흐름 속에 이 두 연구자의 성과들을 자리 매김하고자 한다. 나아가 필자의 견해를 대치시킴으로써 일한 양국에게 바람직한 해결의 방향성을 제시하고자 한다.

**Keywords (간건어휘)**

태섬 = 독도 영토분쟁 ‘고유영토’ 론 ‘무주지존점’ 대일평화조약 한일국교정상화교섭  
시마네현태섬문제연구회

---

\* Correspondence to: SAKAMOTO Yuichi  
Senior Researcher, The Institute of Social Systems Ritsumeikan University  
15-15 Tenno-cho, Takatsuki, Osaka 569-0088 Japan  
E-mail: yu-sakamoto@kjb.biglobe.ne.jp

